

不当労働行為救済申立事件の命令書の交付について

(徳島県労委令和3(不)第2号事件)

徳島県労働委員会(会長 豊永寛二)は、上記事件に係る命令書を、各当事者に交付しました。

1 当事者

申立人 A組合(以下「組合」という。)

被申立人 B会

2 申立日 令和3年5月17日

3 事案の概要

B会の組合(組合員)に対する次の①から⑧までの行為が、労働組合法第7条第1号ないし第4号に該当する不当労働行為であるとして救済申立てがなされたもの。

- ① B会が組合員2名の無期雇用を認めなかったこと
- ② B会が組合員2名に対し、時間外労働割増賃金を支払わなかったこと
- ③ 5回の団体交渉において、B会の対応が不誠実であったこと
- ④ B会が第6回団体交渉に応じなかったこと
- ⑤ B会の関係者が、入院中の組合員を訪問したこと
- ⑥ B会の会員が、組合員2名の噂話を流布したこと
- ⑦ B会を解散したこと
- ⑧ B会が本件審査中に、組合員2名に対し解雇を通告したこと

4 命令交付日 令和4年5月25日

5 主文の要旨

- (1) B会は、速やかに、雇用継続要求への対案について検討しなければならない。
- (2) B会は、対案検討後、組合との間で日程を調整し、検討した対案に係る団体交渉に応じなければならない。
- (3) B会は、上記(2)の団体交渉において、対案の検討結果を具体的に説明をして、誠実に交渉しなければならない。
- (4) B会は、上記(1)から(3)までを履行したときは、速やかに、当委員会に文書で報告しなければならない。
- (5) その余の申立てを棄却する。

6 判断の要旨

- (1) 上記①、②及び⑤から⑧までについては、B会が組合を嫌悪して行ったものでないこと等から、不当労働行為に該当しない。
- (2) 上記③及び④については、団体交渉におけるB会の対応が不誠実であったこと、また、合意到達の見込みが完全になくなったわけではないにもかかわらず、B会が団体交渉に応じなかったことから、それぞれ不当労働行為に該当する。